

中規模ホール整備官民連携事業

基本協定書（案）

中規模ホール整備官民連携事業（以下「本事業」という。）に関して、富山市（以下「市」という。）と、[]¹の構成員及び協力企業（参加資格審査書類に、それぞれグループの構成員及び協力企業として明記された者をいう。総称して以下「事業者」という。）との間で、以下のとおり合意し、本基本協定を締結する。なお、本基本協定における用語は、別途定義されているもの及び文脈上別異に解釈すべき場合を除き、募集要項に定義された意味を有するものとする。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、事業者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、市と、構成員が設立する本事業における PFI 事業（以下「本 PFI 事業」という。）の遂行予定者（以下「事業予定者」という。）との間で、本 PFI 事業及び本 PFI 事業に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、市及び事業者双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 市及び事業者は、市と事業予定者との間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 事業者は、事業契約締結のための協議において、本事業の公募手続における市の要望事項を尊重しなければならない。

（事業予定者の設立）

第3条 構成員は、本基本協定締結後、速やかに事業予定者を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立し、その商業・法人登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出しなければならない。その後、商業・法人登記簿、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。当該株式会社は富山市内に設立するものとする。

2 構成員は、必ず事業予定者に出資しなければならない。また、構成員のうち代表企業（参加資格審査書類に、代表企業として明記された者をいう。以下同じ。）は、本 PFI 事業に係る事業期間（以下「本事業期間」という。）を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとする。構成員の合計出資比率は、本事業期間開始時は出資額全体の 100%とし、また、本事業期間を通じて出資額全体の 50%を超え

¹ 締結時に応募グループ名を挿入する。

- る状態を維持しなければならない。なお、代表企業が保有する議決権の割合は、本事業期間を通じて事業予定者の総株主の議決権のうち最大の割合とし、構成員が保有する議決権の合計割合は、本事業期間開始時は事業予定者の総株主の議決権の100%とし、本事業期間を通じて50%を超える状態を維持しなければならない。
- 3 事業予定者の定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限を規定しなければならない。
 - 4 構成員は、第7条に従い提出される出資者保証書（別記様式第1号）に定めた数量の事業予定者の株式の引受を行うものとする。
 - 5 構成員は、次条に規定する場合を除き、本事業期間中、事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。
 - 6 構成員は、事業予定者をして本事業以外の事業を行わせず、事業予定者の定款における目的において、本事業以外の事業を規定しないものとする。
 - 7 事業予定者の定款の変更を行う場合には、事前に市にその変更内容を通知するものとし、変更後の定款の原本証明付写しを変更後、速やかに市に提出するものとする。

（株式の譲渡）

- 第4条 構成員は、本事業期間が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、市の事前の書面による承認を得なければならない。
- 2 構成員は、前項の規定に基づき市の承認を得て事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後、速やかに市に提出しなければならない。

（事業契約の締結等）

- 第5条 構成員は、本基本協定締結後、令和2年2月20日までに、市と事業予定者との間において、仮契約を締結せしめるものとする。
- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について富山市議会の議決を得たとき、本契約とする。
 - 3 市及び事業者は、募集要項に合わせ公表する仮契約書（案）及び事業契約約款（案）（以下「事業契約書（案）」といい、その後に公表した修正版も含むものとする。）の内容に関し、公募前に確定することができなかった事項を除いては、原則としては変更しないものとする。
 - 4 市及び事業者は、仮契約締結後も、本PFI事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。
 - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市は、事業契約の本契約締結前に、本事業の公募手続に関し、事業者のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業予定者との間で事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続に従って、同法

第 7 条、第 8 条の 2、第 17 条の 2、又は第 20 条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 独占禁止法第 8 章第 2 節に規定する手続に従って、同法第 7 条の 2、第 8 条の 3、又は第 20 条の 2～6 のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。
 - (4) 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき、又はこれらの者に該当するに至ったとき。
- 6 市は、事業者の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合（特段の合理的な理由がないにもかかわらず事業予定者が事業契約を締結しない場合を含む。）には、事業者に対し違約金を請求することができるものとする。なお、違約金は、本 PFI 事業に係る事業契約書（案）別紙 5 に規定する「サービスの対価の支払方法」の「解体撤去・杭撤去業務」及び「施設整備業務」に係るサービス対価（サービス対価 A～E）から割賦金利相当額を控除した額に当該額に係る消費税等相当額を加えた額の 10 分の 1 に相当する金額とする。
- 7 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 8 事業者が前 2 項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、富山市契約規則第 39 条の規定により、事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

（業務の委託、請負）

- 第 6 条 構成員は、事業予定者による本 PFI 事業の実施に関し、事業予定者をして、中規模ホール（以下「本施設」という。）を設計する業務及び既存施設の解体設計業務を〔 〕²に、本施設を建設する業務を〔 〕に、既存施設の解体撤去・杭撤去工事業務を〔 〕に、本施設の建設工事及び既存施設の解体撤去・杭撤去工事に係る工事監理業務を〔 〕に、本施設の維持管理を行う業務を〔 〕にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。
- 2 構成員は、事業契約が市と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し、又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれらに代わる覚書等を締結させるものとする。また、当該契約等の締結後、速やかに、当該契約書等の写し等、

² 締結時に提案に基づき修正する。

各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、市に提出するものとする。

- 3 事業予定者から業務を受託し、又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

(出資者保証書等)

第7条 構成員は、事業契約の締結の日において、他の構成員とともに出資者保証書(別記様式第1号)を市に提出するとともに、自らに係る誓約書(別記様式第2号)を市に提出しなければならない。

(準備行為)

第8条 事業者は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本PFI事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力しなければならない。

- 2 前項の準備行為の結果は、事業予定者の設立後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(資金調達)

第9条 構成員は、事業者が本PFI事業に関して市に提出した事業者提案に従い、事業予定者への出資、募集、借入れその他事業予定者の資金調達を実現させるものとする。

- 2 構成員は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、事業予定者に対して融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他の詳細を明らかにする資料を、市に直ちに通知し、また、当該金融機関等と事業予定者とが融資契約及びその他の契約(担保契約を含むが、これに限られない。)を締結した場合には、速やかに当該契約書の写しを市に提出しなければならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第10条 市と事業予定者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、市が事業者に対して第5条第6項から第8項まで、及び第12条に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、市及び事業者(事業予定者を含む。以下、本条において同じ。)はお互いに何らの金員の支払を請求することはできないものとし、本PFI事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとする。

(有効期間)

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第5条、第10条、本条、第12条、第14条及び第16条の規定の効力は存続するものとする。

- 2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第 5 条、第 10 条、本条、第 12 条、第 14 条及び第 16 条の規定の効力は存続するものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第12条 市は、事業契約書(案)に示す事業期間にかかわらず、本事業の公募手続に関し、第 5 条第 5 項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業者に対し、本 PFI 事業に係る事業契約書(案)別紙 5 に規定する「サービスの対価の支払方法」の「解体撤去・杭撤去業務」及び「施設整備業務」に係るサービス対価(サービス対価 A~E) から割賦金利相当額を控除した額に当該額に係る消費税等相当額を加えた額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。

- 2 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 事業者が前 2 項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、富山市契約規則第 39 条の規定により、事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

(民間付帯事業の代替事業者)

第13条 事業者は、[余剰地売却先事業者兼]民間施設開発事業者である []³によって募集要項及び事業者提案に従った民間付帯事業が開始されない場合(理由のいかんにかかわらず、土地売買契約に基づく余剰地の売買が実行されない場合を含むが、市の責めのみを帰すべき事由による場合を除く。)において、市が要求するときには、市が合理的に満足する余剰地売却先事業者及び民間施設開発事業者の代替事業者を確保するよう、最大限努力しなければならない。

(秘密保持)

第14条 市及び事業者は、本基本協定に規定する各事項について、相手方の書面による同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、弁護士等の法令上守秘義務を負う者に開示する場合、構成員が本 PFI 事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

³ 余剰地売却先事業者と民間施設開発事業者が同一の場合を想定した規定としているが、事業者提案に従い修正する。

第15条 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第17条 本基本協定に定めのない事項が発生したとき及び疑義が生じたときは、必要に応じ市及び事業者協議のうえ定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市及び事業者が記名押印のうえ、市及び事業者の代表企業がそれぞれ 1 通を保有する。

令和 2 年●月●日

市 富山県富山市新桜町 7 番 38 号
富山市長 森 雅 志

事業者

(代表企業・構成員)

所在地

名称

代表者

印

(構成員)

所在地

名称

代表者

印

(構成員)

所在地

名称

代表者

印

(構成員)

所在地

名称

代表者

印

(協力企業)

所在地

名称

代表者

印

令和 年 月 日

（宛先）

富山市長

出 資 者 保 証 書

富山市（以下「市」という。）及び []⁴（以下「事業者」という。）の間において、令和 2 年●月●日付けで締結された中規模ホール整備官民連携事業に係る事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、株主である []、[]、[] 及び []（以下「当社ら」という。）は、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、令和 2 年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は●株であること。
(2) 本日時点における当社らの保有する事業者の株式の総数は [] 株であり、そのうち●株は [] が、●株は [] が、●株は [] が、●株は [] がそれぞれ保有すること。
(3) 本日時点において当社ら以外の者が保有する株式が存在しないこと。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、当社らが保有する議決権の合計割合が全議決権の 100%であり、かつ、 []⁵の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。

⁴ SPC 名称を挿入する。

⁵ 代表企業の名称を挿入する。

5 当社らは、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、貴市の事前の書面による承認を得て行うこと。貴市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。貴市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡等を行う場合であっても、[]の議決権保有割合が株主中最大であり、かつ当社らが保有する事業者に係る議決権の合計割合が事業者に係る全議決権の50%を超える状態を維持すること。

以上

(構成員・代表企業)

所在地

名称

代表者

印

(構成員)

所在地

名称

代表者

印

(構成員)

所在地

名称

代表者

印

(構成員)

所在地

名称

代表者

印

令和 年 月 日

（宛先）

富山市長

誓 約 書

富山市（以下「市」という。）及び []⁶（以下「事業者」という。）の間において締結される中規模ホール整備官民連携事業に係る事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、当社は、貴市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約書に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、●株であること。
- 2 当社は、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。貴市の承認を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し貴市に提出すること。

以上

（所在地）

名称

代表者

印

⁶ SPC 名称を挿入する。